

博物館だより

No.104



平成27年2月1日

みやこ町歴史民俗博物館発行
福岡県京都郡みやこ町豊津1118
(みやこ町役場豊津支所内仮事務所)
TEL 0930-33-4666

2・3月の催し物ガイド

その① 第9回みやこ町三重塔まつり

春恒例の三重塔まつり。今年も
以下のとおり行われます。皆さんお
気軽に越し下さい。

- ・日時：2月22日(日) 10時～15時
- ・場所：豊前国分寺跡公園
- ・内容：少年少女俳句大会表彰式
護摩焚き・出店各種ほか

その② 歴史文化力レッジ最終講

今年度最終講となる第6回講座は、
豊前神楽の総合調査の成果を踏まえ、
最新の見解や神楽の未来・課題につ
いてお話しします。受講登録
があ済みでない方の途中参加も可能
ですので、ふるってご参加下さい。

- ・日時：3月7日(土) 13時30分～
- ・場所：みやこ町役場豊津支所別館
- ・演題：講師
- 【豊前神楽の調査とこれからの課題】
- 福岡県教育庁文化財保護課
- 久野 隆志 氏

その③ 歴史たんけんウォーク

友の会主催行事で「小倉まちなか
ウォーク」と題し、城下町散策を予
定しています。詳細は友の会から予
途お知らせします。

- ・日時：3月22日(日)
- ・場所：旧小倉城下町(北九州市)

○催し物等のお問い合わせ先

TEL 0930-33-4666
(みやこ町役場豊津支所内仮事務所)

博物館友の会会員募集！

みやこ町歴史民俗博物館友の会
は「故郷を楽しく学ぶ」をモット
ーに、講演会やバスハイク・歴
史たんけんウォークなどさまざまな
イベントや学習会を行っています。
関心のある方なら、どなたでも
お気軽に参加いただけます。ぜひ
ひ、ご入会を！

♪入会の方法

窓口で会費を納めてください。

♪年間会費

個人会員	3,000円
家族会員	1名 2,000円

みやこ町歴史民俗博物館
仮事務所内 友の会事務局

Tel 0930-33-4666

2・3月期歴史講座について

【漢詩紀行講座】

- ・2月7日(土) 9時30分～
- ・3月7日(土) 9時30分～

【古文書講座】

- ・2月14日(土) 10時00分～
- ・3月14日(土) 10時00分～

【古典かな講座】

- ・2月21日(土) 9時30分～
- ・3月21日(土) 9時30分～

【金曜古文書講座】

- ・2月27日(金) 10時00分～
- ・3月27日(金) 10時00分～

【みやこ学講座】

- ・2月28日(土) 10時00分～
- ・3月28日(土) 10時00分～

11・12月の業務日誌から

11月23日(日)、太宰府市・福岡市を舞台に「秋の史跡散策バスハイク」が行われました。九州国立博物館「故宮博物院展」や黒田家別邸・友泉亭を見学し、錦秋の一日を過ごしました。

11月24日(月)、育徳館高校内「思永館」でアレックス・カー氏の特別講演会「美しき日本を求めて」を開催し、大勢の皆さんにお越しいただきました。

12月7日(日)、豊津公民館で歴史文化力レッジ「実感・体感・神楽教室」を開催しました。上伊良原神楽保存会のみなさんの協力で40名ほどが舞や奏楽・衣装体験をし、「五感で感じる神楽」を楽しみました。

12月9・10日の二日間、犀川中学校2年生の「職場体験」を受け入れました。「博物館の仕事」体験を希望する同校の末廣一翔君に、博物館業務の一つである考古資料(出土土器)の整理作業体験をしてもらいました。



▲レトロな雰囲気のなかで行われた特別講演会



▲根気強く出土土器の復元作業に取り組む末廣君



▲友泉亭は紅葉真っ盛りで、風雅な時が過ごせました



▲鬼杖を手に鬼のポーズをとる舞体験の参加者

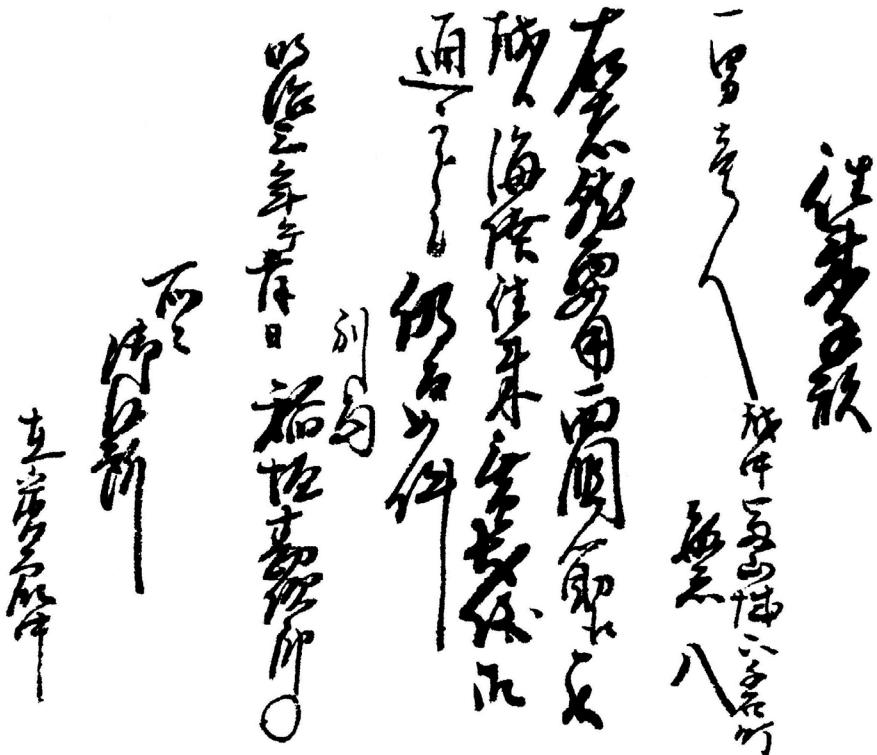
みやこの歴史発見伝 80

古文書が語る村の生活と文化

18

行旅病人と村継送り

史料



(長井手永大庄屋明治四年日記 一月二十二日条)

上に掲げた史料は、明治四年（一八七二）一月、仲津郡柳瀬村（現みやこ町犀川柳瀬）で、橋から転落して動けなくなつた旅人が所持していた往来手形（通行手形）です。解説文は次のとおり。

解説文

往来手形

一、男壱人 越中富山城下千石町
右者就要用西国筋江罷越候、海陸往来無異儀御通可被下候、仍如件

明治三年十一月日

別当 稲垣勘次郎 ○
所々御役所 在番衆中

旅人は、越中國富山城下千石町（現富山市千石町）の繁八といふ人物でした。

歯抜・入歯の職人

大庄屋日記に記された別の史料によると、繁八（年齢五十九歳）は、「歯抜・入歯」などを専門とする職人でした。明治三年（一八七〇）十一月（往来手形の日付）に国元を出発し、九州に渡るまでのルートは不明ですが、豊前へは秋月街道（小倉藩と久留米藩の領域を結ぶ街道）を北上して入っています。途中、おそらく田川郡猪膝村（現田川市）で東向きの脇道に入り、宿場町の同郡油須原村（現田川郡赤村）から、同じく宿場町の仲津郡山鹿村（現みやこ町犀川山鹿）に向かう際、柳

瀬村の「前川板橋」（今川に掛けられた板橋）にて転落したのです。川に落ちた繁八は柳瀬村の人たちに救助されました。「怪我は無いが、打身をしたので、少し療養させてほしい」という繁八本人の申し出を受け、二、三日療養させたけれども、すぐ歩けるようにはなりませんでした。そこで近村の医師に診てもらった結果、膝の骨がずれています（脱臼？）とのことなので、治療を受けたところ、かなり快方に向かいました。しかし、歩けるようになるまでの見通しは、中々つかなかつたのです。

そこで、柳瀬村の庄屋は、藩に対し、繁八を村継送りで国元へ返すことを願い出ました。村継送りは、村継ぎ、村送りともい、行旅病人（旅の途中で行き倒れた人）を、村々がバトンリレーのようにして国元へ送り届ける措置・仕組みのことです。その始まりは、十七世紀後半の徳川綱吉による生類憐み政策にまでさかのぼることがでできます。生類憐み政策と言えば、犬に対するものが多く知られていますが、鳥類や虫類など、犬以外の生き物に加え、行旅病人や捨て子など、危機的状況にある人間に對しても保護措置が講じられました。綱吉の死後、多くの生類憐み政策は廃止されまし

たが、行旅病人や捨て子に對するものなど、一部の政策は維持され、また、さらに法令が積み重ねられて、制度がより整備されたのです。

柳瀬村の人たちは、その制度に拠り、繁八を丁重に看病したのは、その制度に拠った行動でした。繁八の一件は明治四年一月の出来事なので、実際には既に江戸幕府は存在しないのですが、混乱した状況の中でも、前政権の法令に則つて繁八を救護したのです。史料が少なく、これ以上のことは不明ですが、繁八は、きっと村継送りで富山まで帰ることが出来たのではないかというか。

行旅病人及行旅死亡人取扱法

あまり知られていないことで、江戸時代の行旅病人・行旅死亡人に対する救護・取扱いの理念は、形を変えて現代に引き継がれています。明治初年の太政官布告を経て、明治三十二年（一八九九）に定められた「行旅病人及行旅死亡人取扱法」がそれです。この法律は數度の改正を経て、今も現役の法律です。全国の市町村では、この法律で定められた役割を果たすために規則等を設けています。みやこ町の場合は「みやこ町行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する規則」がそれですので、インターネットか町立図書館の例規集で一度ご覧になつてみてください。（川本英紀）